

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の17



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※）

（人事課取扱い） 1

## 規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第36号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「県民生活局，危機管理局」を「文化スポーツ局，男女共同参画局，危機管理防災局」に，「県民生活局長」，「危機管理局長」を「文化スポーツ局長」，「男女共同参画局長」，「危機管理防災局長」に改める。

第14条第1項の表部局長の項中

土木部	土木監	次長（土木部長が定めた担当事務の区分に応じ，当該事務を担当する次長）	監理課長	を
土木部	次長（土木部長が定めた担当事務の区分に応じ，当該事務を担当する次長）。ただし，本港区まちづくり総括監の所管に属する事項を除く。	主務課の課長		に改め
	本港区まちづくり総括監。ただし，本港区まちづくり総括監の所管に属する事項に限る。	参事（本港区まちづくり担当）	港湾空港課長	

る。

別表第1中33の項を34の項とし，18の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ，同表17の項第

6号イ備考の欄中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に改め、同項を同表18の項とし、同表中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次の1項を加える。

13 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 事業の準備のための土地立入り等に関する事務（法6）					○							
	(2) 障害物の伐採等に係る許可申請並びに公告及び通知（法7）					○							
	(3) 土地の立入り等及び障害物の伐採等に係る損失の補償並びにそれに係る協議（法9①②）				○								
	(4) 土地使用权等の裁定申請（法10①②）				○								
	(5) 土地使用权等の裁定申請に係る関係行政機関への意見書の提出要求（法10③ⅢⅣ）					○							
	(6) 土地使用权等の裁定申請に係る意見書の交付（法10③ⅢⅣ）					○							
	(7) 土地使用权等の裁定申請に係る協議会の開催等に関する事務（法10⑤）				○								
	(8) 土地使用权等の取得に係る補償					○							

金の支払い 及び供託 (法16, 17)										
(9) 土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請 (法19①)				○						
(10) 土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請に係る関係行政機関への意見書の提出要求 (法19② 〔10③ⅢⅣ〕)				○						
(11) 土地等使用権の存続期間の延長の裁定申請に係る意見書の交付 (法19② 〔10③ⅢⅣ〕)				○						
(12) 土地等使用権の存続期間の延長に係る補償金の支払い及び供託 (法19④ 〔16, 17〕)				○						
(13) 使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識の設置 (法20①)				○						
(14) 土地使用権等の全部又は一部の譲渡をする場合の知事				○						

への承認申請 (法22①)																					
(15) 土地の返還等に関する事務 (法24)					○																
(16) 知事に対する特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請 (法27, 37①②)				○																	
(17) 不在者の財産及び相続財産の管理人の選任の家庭裁判所への請求 (法38)				○																	
(18) 土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の要請 (法39⑤)					○																

別表第 2 の 1 の表各課共通の項第 1 号, 第 8 号, 第 12 号及び第 16 号の備考の欄中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に改める。

別表第 2 の 2 の表各課共通の項第 30 号を次のように改める。

(30) 旅費で精算額が概算額と同額のものについての精算確認 (庶務事務システム (職員等の服務, 給与, 福利厚生, 旅費等に関する事務を処理する電子情報処理組織をいう。以下同じ。) により処理するものに限る。)					○																
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 4 の表 1 の項中「(第 3 項に掲げるものを除く。)」を削り, 同表 3 の項を削り, 同表中 4 の項を 3 の項とし, 5 の項から 25 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 6 財政課の表 8 の項を同表 10 の項とし, 同表 7 の項中「関する」を「用いる」に, 「8①」を「7①」に改め, 同項を同表 9 の項とし, 同表 6 の項の次に次の 2 項を加える。

7 自動車重量譲与税法 (昭	自動車重量譲与税の額の算定に用いる					○															
----------------	-------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

和46年法律第90号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	資料の提出(法5)																		
8 航空機燃料譲与税法(昭和47年法律第13号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	航空機燃料譲与税の額の算定に用いる資料の提出(法5)					○													

別表第6生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)の表中「生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)」を「文化振興課」に改め、同表中1の項から16の項までを削り、同表17の項事務の種類を欄を次のように改める。

文化振興の企画及び総合調整並びに実施に関する事務

別表第6生活・文化課(消費者行政推進室を含む。)の表の次に次の2表を加える。

世界文化遺産課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する事務	(1) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する基本方針の決定		○								
	(2) 世界文化遺産の管理保全、普及啓発及び情報発信に関する重要な		○								

	行政上の措置の決定											
	(3) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する各部間の総合調整			○								
	(4) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する行政上の措置の決定			○								
	(5) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する関係機関, 団体等との連絡調整				○							
	(6) 世界文化遺産の管理保全, 普及啓発及び情報発信に関する事業の実施				○							

スポーツ振興課

事務の種類	事項	合議先	決 裁 区 分							所長名	備考
			知事	専 決 者					受任者所長		
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長			
スポーツ振興の企画及び総合調整並びに実施に関する事務	(1) スポーツ振興に関する各部間の総合調整			○							
	(2) スポーツ振興の実施に関する関係機関・団				○						

	体との連絡調整											
	(3) スポーツ振興に必要な調査の実施及び資料の収集				○							
	(4) スポーツ振興に関する事業の実施計画の策定			○								
	(5) スポーツ振興に関する事業の実施計画に基づく事業の実施				○							

別表第6 共生・協働推進課の表を削る。

別表第6 青少年男女共同参画課（男女共同参画室を含む。）の表の次に次の1表を加える。  
くらし共生協働課（消費者行政推進室を含む。）

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							受任者所長	所長名	備 考
			知事	専 決 者					所長			
				副知事	部長	課長	課長補佐	係長				
1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 特定非営利活動法人の設立、定款変更及び合併の認証又は不認証の決定並びに認証又は不認証の決定の通知（法12①③, 25⑤, 34⑤）							○		かごしま県民交流センター副館長		
	(2) 特定非営利活動法人からの届出等の処理（法13②, 23①, 25⑥⑦, 29, 31④, 31の8, 32の3, 39							○		かごしま県民交流センター副館長		

②)										
(3) 特定非営利活動法人の仮理事等の選任（法17の3, 17の4）								○		かごしま県民交流センター副館長
(4) 特定非営利活動法人の解散の認定及び残余財産の譲渡の認証（法31②, 32②）								○		かごしま県民交流センター副館長
(5) 特定非営利活動法人からの報告の徴収及び検査の実施（法41①）								○		かごしま県民交流センター副館長
(6) 特定非営利活動法人に対する改善命令（法42）								○		かごしま県民交流センター副館長
(7) 特定非営利活動法人の設立の認証の取消し（法13③, 43①②）								○		かごしま県民交流センター副館長
(8) 認定特定非営利活動法人の認定又は不認定の決定及び認定又は不認定の通知（合併の場合を含む。）並びに認定の有効期間の更新（法45①, 49①, 51⑤, 63①⑤）								○		かごしま県民交流センター副館長
(9) 特例認定特定非営利活動法人の認定又は不								○		かごしま県民交流センター

										副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	
									○	かごしま県民交流センター副館長	



	は関係指定 行政機関の 長に対する 要請 (法28)											
3 物価物 資対策の 企画及び 総合調整 に関する 事務 この項 中鹿児島 県民の消 費生活の 安定及び 向上に関 する条例 (昭和52 年鹿児島 県条例第 33号)を 「条例」 という。	(1) 物価物資 対策に関す る基本方針 の決定		○									
	(2) 物価物資 対策に関す る各部間の 総合調整			○								
	(3) 生活関連 商品の需給 状況及び価 格動向に関 する情報の 収集及び提 供 (条例17 ①)					○			○	地域振 興局長 支庁 長	地域振 興局長 及び支 庁 長 は、情 報の収 集に限 る。	
	(4) 事業者に 対する生活 関連商品の 供給等の協 力要請 (条 例18)				○							
	(5) 緊急措置 を要する生 活関連商品 の指定又は 解除及びそ の告示 (条 例19)			○								
	(6) 指定商品 の調査 (条 例20)					○						
	(7) 価格調査 員及び離島 物価モニタ ーの委嘱				○							
	(8) 価格調査 及び各種物 資対策事業 の実施					○						
	(9) 指定商品 の売渡し勧 告 (条例21)				○							
	(10) 指定商品 の価格の引 下げ 勧 告				○							







	可否及び貸付額の決定（増額貸付けの場合を含む。）並びに貸付決定の取消し並びに訴訟活動の援助等（条例26，規則 14③〔12〕，18）																			
	(14) 貸付金の返還猶予又は免除の決定及びその通知（条例27②，規則16③，17①③）			○																
	(15) 安全を害するおそれがある商品等に係る資料の提出をせず，虚偽の資料の提出等をし，安全確保等の勧告に従わず，又は立入検査の拒否等をした事業者の氏名等の公表（条例33）		○																	
	(16) 訴訟資金の借受者からの届出の処理（規則20）					○														
	(17) 訴訟資金の借受者からの訴訟経過等の報告の徴収（規則21）					○														
7 消費生活協同組合法（昭	(1) 組合員以外の者の組合の事業の			○																





	(18) 法令等に違反する議決又は選挙若しくは当選の取消し(法96)				○						
	(19) 組合の実態調査の実施					○					
8 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の施行に関する事務 この項中不当景品類及び不当表示防止法を「法」、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)を「政令」という。	(1) 違反行為をした事業者等に対する措置命令及び事業者に対する資料の提出の要求並びにその結果の消費者庁長官への報告(法7, 政令23①②)			○							
	(2) 事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の消費者庁長官への報告(法29①, 政令23①②)				○			○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は, 報告の徴収及び立入検査等の実施に限る。	
	(3) 消費者, 事業者等に対する法の周知啓発					○					
9 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関する事務 この項中消費生活用製品安全法を「法」、	(1) 販売事業者又は特定保守製品取引事業者からの報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の経済産業大臣への報告(法40①, 41①, 政令					○		○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は, 報告の徴収及び立入検査の実施に限る。	



	官への報告 (法19②, 政令4①② ⑥)										立入検査の実施に限る。
11 電気用品安全法 (昭和36年法律第234号)の施行に関する事務 この項中電気用品安全法を「法」、電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号)を「政令」という。	(1) 販売事業者からの業務報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の経済産業大臣への報告(法45①, 46①, 政令5)				○				○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、業務報告の徴収及び立入検査の実施に限る。
	(2) 販売事業者に対する電気用品の提出命令及びその結果の経済産業大臣への報告並びに損失補償の決定(法46の2①②, 政令5)				○				○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、提出命令及び損失補償の決定に限る。
12 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の施行に関する事務 この項中割賦販売法を「法」、割賦販売法施行令(昭和36年政令第341号)を「政令」という。	(1) 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令及びその結果の経済産業大臣への報告(法35の3の21①, 政令33①I②I④)				○						
	(2) 個別信用購入あっせん業者に対する業務の停止命令及びその結果の経済産業大臣への報告(法35の3の32②, 政令33①II)				○						



<p>務 この項 中特定商 取引に関 する法律 を「法」、 特定商取 引に關す る法律施 行令（昭 和51年政 令第295 号）を 「政令」 という。</p>	<p>の報告（法 7, 14, 22, 38, 46, 56, 58の12, 政 令19①②③ ⑦）</p>												
	<p>(2) 販売業者 等に対する 業務の停止 命令等及び その結果の 主務大臣へ の報告（法 8, 8の2, 15, 15の2, 23, 23の2, 39, 39の2, 47, 47の2, 57, 57の2, 58の13, 58 の13の2, 政令19①② ③⑦）</p>			○									
	<p>(3) 販売業者 等に対する 報告の徴収, 物件の提出 命令及び立 入検査の実 施並びにそ の結果の主 務大臣への 報告（法66 ①, 政令19 ①②③⑦）</p>			○									
<p>14 ゴルフ 場等に係 る会員契 約の適正 化に關す る法律 （平成4 年法律第 53号）の 施行に關 する事務</p>	<p>(1) 禁止行為 に違反した 場合におけ る会員制事 業者等に対 する指示及 びその結果 の主務大臣 への報告 （法10, 政 令8①②）</p>			○									
<p>この項 中ゴルフ 場等に係 る会員契</p>	<p>(2) 会員制事 業者等に対 する業務の 停止命令等</p>			○									

<p>約の適正化に関する法律を「法」, ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成5年政令第19号)を「政令」という。</p>	<p>及びその結果の主務大臣への報告(法11, 政令8①②)</p>													
	<p>(3) 会員制事業者等に対する報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の主務大臣への報告(法17①, 政令8①②)</p>			○										
<p>15 貸金業法(昭和58年法律第32号)の施行に関する事務 この項中貸金業法を「法」, 貸金業法施行細則(昭和58年鹿児島県規則第81号)を「規則」という。</p>	<p>(1) 貸金業者の登録及びそれに係る通知(法3①, 5②)</p>			○										
	<p>(2) 貸金業者の登録の拒否及びそれに係る通知(法6)</p>			○										
	<p>(3) 貸金業者の登録に係る関係機関への意見聴取又は照会(法6, 8②, 44の2①)</p>					○								
	<p>(4) 変更の届出の処理及び変更事項の登録(法8①②)</p>			○										
	<p>(5) 貸金業者登録簿の閲覧の承認, 停止等(法9, 規則7)</p>			○										
	<p>(6) 廃業等の届出の処理(法10①)</p>			○										
	<p>(7) 貸金業者に対する業務改善命令</p>			○										

(法24の6 の3①)											
(8) 貸金業者 に対する業 務の停止命 令及び登録 の取消し (法24の6 の4①, 24 の6の5, 24の6の6 ①Ⅱ)			○								
(9) 貸金業者 に対する業 務の停止命 令及び登録 の取消しに 係る関係機 関への意見 聴取又は照 会 (法24の 6の4①, 24の6の5 ①, 44の2 ③)				○							
(10) 貸金業者 の役員 of 解 任命令 (法 24の6の4 ②)			○								
(11) 貸金業者 の営業所等 の所在地を 確知できな い場合等の 公告及び登 録の取消し (法24の6 の6①Ⅰ)			○								
(12) 貸金業者 の登録の抹 消 (法24の 6の7)				○							
(13) 貸金業者 に対する処 分の公告 (法24の6 の8)				○							
(14) 事業報告 書の処理				○							



	る知識の普及・向上に功績のあった個人若しくは団体の表彰内申												
	(2) 金融広報中央委員会長に対する金融広報アドバイザーの内申				○								
	(3) 金融広報に係る金融広報中央委員会の助成金に関する事業計画書及び精算書の提出				○								

別表第6 世界文化遺産課の表を削る。

別表第6 環境林務課の表中「環境林務課」を「環境林務課（地球温暖化対策室を含む。）」に改め、同表に次の4項を加える。

19 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の策定（法19②）		○										
	(2) 地方公共団体実行計画の策定及び公表（法21①⑧）		○										
	(3) 地方公共団体実行計画の策定に係る関係地方公共団体の意見の聴取（法21⑦）				○								
	(4) 地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況の公表（法21⑩）				○								

	(5) 地方公共 団体実行計 画の達成の ための関係 行政機関の 長等に対す る意見の申 述等 (法21 ⑪)				○								
	(6) 地方公共 団体実行計 画協議会の 設置 (法22)				○								
	(7) 地球温暖 化防止活動 推進員の委 嘱 (法37①)					○							
	(8) 地球温暖 化防止活動 推進センタ ーの指定 (法38①)				○								
20 鹿児島 県地球温 暖化対策 推進条例 (平成22 年鹿児島 県条例第 16号。以 下この項 中「条例」 という。)の 施行に関 する事務	(1) 地球温暖 化対策実行 計画の策定 及び変更並 びにそれら の公表 (条 例 8 ①④⑤ ⑥)		○										
	(2) 地球温暖 化対策実行 計画に基づ く措置の実 施状況の公 表 (条例9)				○								
	(3) 温室効果 ガス排出抑 制計画等の 公表 (条例 16)				○								
	(4) 温室効果 ガスの吸収 の量の認証 (条例20)					○							
	(5) 建築物温 暖化対策指 針の策定及 び変更並び にそれらの					○							



22 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任についての経済産業大臣への届出（法8③, 9③）				○								
	(2) 中長期的な計画の作成及び主務大臣への提出（法15①）				○								
	(3) エネルギーの使用量等の主務大臣への報告（法16①）				○								

別表第6 地球温暖化対策課の表を削る。

別表第6 廃棄物・リサイクル対策課の表10の項事務の種類欄中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改める。

別表第6 自然保護課（奄美世界自然遺産登録推進室を含む。）の表中8の項を9の項とし、7の項の次に次の1項を加える。

8 指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務	(1) 指定外来動植物被害防止基本方針の策定及び変更並びにそれらの公表（条例6①④⑤⑥）				○								
	(2) 指定外来動植物被害防止基本方針の策定及び変更に係る諮問（条例6③⑥）				○								
	(3) 指定外来動植物の指定及び解除並びにそれらに係る告示（条例7①②④⑦⑨）				○								



壤の処理の事業（埋立処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供するものに限る。）に係る協議（法27の5①）																				
(38) 国等が行う汚染土壌の処理の事業（埋立処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供するものを除く。）に係る協議（法27の5①）				○																

別表第6環境保全課の表5の項中第32号を第35号とし、第16号から第31号までを3号ずつ繰り下げ、同項第15号中「12④」を「12⑤」に改め、同号を同項第18号とし、同項第14号中「12①②③」を「12①②③④」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第13号を第16号とし、同項第12号中「7⑤」を「7⑩」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「7④」を「7⑧」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

(11) 汚染除去等計画の提出命令（法7②）				○																
(12) 汚染除去等計画の変更命令（法7④）				○																
(13) 汚染除去等の措置の実施制限期間の短縮の承認及びその通知（法7⑤）					○															

別表第6森林経営課の表に次の1項を加える。

12 森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 確知所有者不同意森林に関する裁定の申請があった場合の通知及び意見書の提出の機会の供与（法18①）				○															
	(2) 確知所有者不同意森林に関する裁定（法19①）				○															
	(3) 確知所有者不同意森林に関する裁定及びその内容変更の通知（法20①）				○															
	(4) 所有者不				○															



「地域医療対策協議会の設置並びに医師の確保に関する関係者との協議及び協議が調った事項の」に改め、同号を同項第50号とし、同項中第52号を第51号とし、第53号から第57号までを1号ずつ繰り上げ、同項第58号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同号を同項第57号とし、同項中第59号を第58号とし、第60号から第77号までを1号ずつ繰り上げ、同項第78号中「70の3」を「70の3①」に改め、同号を同項第77号とし、同項中第79号を第78号とし、第80号から第105号までを1号ずつ繰り上げ、第106号を第105号とし、同号の次に次の1号を加える。

(106) 医師の宿直の特例に係る体制が確保されていることの確認（省令9の15の2）																			○	保健所長
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	------

別表第6 保健医療福祉課の表23の項に次の1号を加える。

(5) 安定ヨウ素剤の整備及び廃棄処分																				○
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第6 社会福祉課の表6の項中第39号を第40号とし、第34号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、同項第33号中「法」を「法77の2、」に改め、同号を同項第34号とし、同項中第32号を第33号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、同項第28号中「55の5」を「55の6」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号の次に次の1号を加える。

(29) 進学準備給付金の支給（法55の5①）																				○	地域振興局長 支庁長
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------

別表第6 生活衛生課の表に次の1項を加える。

33 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 住宅宿泊事業を営む旨の届出の処理及び当該届出に係る住宅の所在する保健所設置市の長への通知（法3①⑦）																			○	
	(2) 住宅宿泊事業の変更の届出の処理及び当該届出に係る住宅の所在する保健所設置市の長への通知（法3④⑦）																				○
	(3) 住宅宿泊事業の廃業等の届出の処理及び当該届出に係る住宅の所在する保健																				○

所設置市の 長への通知 (法3⑥⑦)											
(4) 住宅宿泊 事業者から の定期報告 の受理 (法 14)				○							
(5) 住宅宿泊 事業者に対 する業務改 善命令 (法 15)				○				○	保健所 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(6) 住宅宿泊 事業者に対 する業務停 止命令及び 住宅宿泊事 業の廃止命 令 (法16)				○							
(7) 住宅宿泊 事業者から の報告の徴 収及び立入 検査の実施 (法17①)				○				○	保健所 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(8) 住宅宿泊 管理業者に 対する業務 改 善 命 令 (法41②)				○				○	保健所 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	
(9) 国土交通 大臣に対す る住宅宿泊 管理業者の 登録の取消 し等の要請 (法42②)				○							
(10) 住宅宿泊 管理業者か らの報告の 徴収及び立 入検査の実 施 (法45②)				○				○	保健所 長	課 長 は、本 庁が実 施する ものに 限る。	

別表第6 薬務課の表10の項第2号中「災害用救急医薬品等」を「災害時緊急医薬品等（安定ヨウ素剤を除く。）」に改め、同項第4号中「はぶ対策事業」を「ハブ対策事業」に改め、同項第7号中「策定」を「策定等」に改める。

別表第6 高齢者生き生き推進課の表1の項事務の種類のカラム「法」の次に「、社会福祉法

(昭和26年法律第45号)を「社福法」を、「省令」の次に「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和38年鹿児島県条例第58号)を「条例」を加え、同項第17号中「社会福祉法」を「社福法」に改め、同項第18号中「社会福祉法」を「社福法」に、「社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例」を「条例」に改め、同項第19号中「社会福祉法」を「社福法」に改め、同項第27号を第29号とし、第24号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、同項第23号中「29⑩」を「29⑪」に改め、同号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止命令(法29⑭)					○														
---------------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 高齢者生き生き推進課の表1の項第22号中「29⑨」を「29⑩」に改め、同号を同項第23号とし、同項第21号の次に次の1号を加える。

(22) 有料老人ホーム情報の公表(法29⑩)					○														
-------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 高齢者生き生き推進課の表2の項事務の種類のカラム中「(昭和26年法律第45号)」及び「(昭和38年鹿児島県条例第58号)」を削る。

別表第6 商工政策課の表に次の1項を加える。

14 地域産業を支える人財の確保及び育成に関する事務	(1) 地域産業を支える人財の確保及び育成に関する各部門の総合調整				○														
	(2) 地域産業を支える人財の確保及び育成に係る施策の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整					○													人財確保育成監専決
	(3) 地域産業を支える人財の確保及び育成に必要な資料の収集及び調査の実施					○													人財確保育成監専決
	(4) 地域産業を支える人財の確保及び育成に関する事業の実施					○													人財確保育成監専決

別表第6 経営金融課の表7の項第2号中「9①②③⑥」を「9①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑮」に改め、同項第3号中「特別贈与認定中小企業者等」を「第一種特別贈与認定中小企業者等」に、「12①③⑤⑦⑨⑩⑪⑭」を「12①③⑤⑦⑨⑩⑪⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛」に改め、同項第4号中「経営承継贈与者」を「第一種経営承継贈与者等」に、「13①③」を「13①③④⑤⑥」に改め、同項第5号中「経営承継贈与者」を「第一種経営承継贈与者等」に、「13





	(3) 基本計画に基づく施策の実施状況の公表(条例10)				○								
	(4) 諸施策実施に関する各部間の総合調整				○								
18 認証制度の推進に関する事務	(1) 認証機関の指定及び取消し		○										
	(2) 認証要領及び認証基準の策定				○								
	(3) 認証制度の啓発・指導					○							
	(4) 認証に関する報告の徴収					○							
19 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)の施行に関する事務 この項中米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律を「法」、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達	(1) 米穀事業者に対する勧告及び命令並びにその内容の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告(法9①②, 政令7①I Ⅱ③)				○								
	(2) 米穀事業者等からの報告の徴収及び立入検査の実施並びにその結果の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告(法10①, 政令7①ⅢIV④)					○			○	地域振興局長 支庁長	地域振興局長及び支庁長は、報告の徴収及び立入検査の実施に限る。		

<p>に関する法律施行令（平成21年政令第261号）を「政令」という。</p>													
<p>20 食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に関する事務のうち品質表示の適正化に関する事務 この項中食品表示法を「法」、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）を「政令」という。</p>	<p>(1) 食品関連事業者に対する食品表示基準を遵守すべき旨の指示及びその旨の公表並びにそれらの内容の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（法6①, 7, 政令5①I③, 6①I③）</p>			○									
	<p>(2) 食品関連事業者に対する指示に係る措置命令及びその旨の公表並びにそれらの内容の消費者庁長官への報告（法6⑤, 7, 政令6①II③）</p>			○									
	<p>(3) 食品関連事業者等からの報告の徴収及び立入検査等の実施並びにそれらの結果の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告（法8①②, 政令5①II</p>			○					○	地域振興局長 支庁長		地域振興局長及び支庁長は、報告の徴収及び立入検査等の実施に限る。	

	ⅢⅣ④, 6 ①ⅢⅣⅤ④)													
	(4) 販売の用に供する食品(酒類を除く。)に関する表示についての申出の受理, それに関する調査並びに調査結果の消費者庁長官及び農林水産大臣への報告(法12①③, 政令5①Ⅴ⑦, 6①Ⅵ⑦)				○									

別表第6 農業経済課の表13の項第54号中「及び縦覧書類の届出の処理」, 「法97ⅩⅡ, 」及び「, 231①ⅩⅩⅠ」を削る。

別表第6 食の安全推進課の表を削る。

別表第6 経営技術課の表中4の項を削り, 5の項を4の項とし, 6の項を5の項とし, 7の項を6の項とし, 同表に次の6項を加える。

7 植物防疫法(昭和25年法律第151号)の施行に関する事務 この項中植物防疫法を「法」, アリモドキシウムシ等防除条例(昭和27年鹿児島県条例第58号)を「条例」という。	(1) 有害動物等に関する農林水産大臣への報告(法21)				○									
	(2) 農林水産大臣が定める発生予察事業計画の承諾(法23②)				○									
	(3) 防除計画の策定(変更を含む。)並びにそれに係る告示及び農林水産大臣への報告(法24②④)				○									
	(4) 薬剤及び防除用器具に関する補助金の農林水産大臣へ				○									

の交付申請 (法25②)																			
(5) 植物の検 疫及び有害 動物等の防 除措置 (法 29①)					○														
(6) 発生予察 事業の内容 及び結果の 農林水産大 臣への報告 (法31②)					○														
(7) 病虫害防 除所の設置 の届出 (法 32③)					○														
(8) 病虫害防 除所の運営 に関する農 林水産大臣 への報告 (法32⑥)					○														
(9) 防除に関 する農林水 産大臣への 報告 (法37)					○														
(10) アリモド キゾウムシ 等防除員の 任命 (条例 3②)					○														
(11) アリモド キゾウムシ 等の発生地 区及び警戒 地域の指定 並びにそれ らに係る告 示 (条例 6 ①, 7①②)				○															
(12) アリモド キゾウムシ 等, 甘しょ 等及び容器 包装の移動 許可 (条例 8)					○														
(13) 市町村等 に対する移					○														





											のに限る。		
	(13)	事業場等への立入検査等の実施 (法30①③)					○				○	地域振興局長 支庁長	課長は、本庁が実施するものに限る。
	(14)	報告徴収の結果又は立入検査等の結果に係る農林水産大臣への報告 (法29④, 30④)					○						
	(15)	肥料の検査結果の公表 (法30⑦)					○						
	(16)	生産業者等に対する行政処分及び農林水産大臣等への通知 (法31②③⑦)				○							
	(17)	登録証の回収 (法31⑥)								○			
	(18)	適用除外の肥料の指定及びこれに係る通知 (法35)					○						
	(19)	事故肥料譲渡許可証の交付 (政令4)								○			
10 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年法律第110号。以下この項中「法」という。)	(1)	導入指針の策定及び変更並びにそれらの公表 (法3①④⑤)					○						
	(2)	導入計画 (変更を含む。) の認定 (法4③, 5③)									○	地域振興局長 支庁長	
	(3)	導入計画									○	地域振	

の施行に関する事務	の認定の取消し (法5②)																		興局長 支庁長		
	(4) 認定農業者からの認定導入計画の実施状況に係る報告の徴収 (法9)																		○	地域振興局長 支庁長	
11 地力増進法 (昭和59年法律第34号。以下この項中「法」という。) の施行に関する事務	(1) 地力増進地域の指定及び指定の解除並びにそれらに係る公表 (法4①③④)																		○		
	(2) 地力増進地域の指定及び指定の解除に係る意見の聴取 (法4②④)																		○		
	(3) 地力増進対策指針の策定 (変更を含む。以下この項において同じ。) 及び公表 (法6①④⑤)																			○	
	(4) 地力増進対策指針の策定に係る意見の聴取 (法6③⑤)																			○	
	(5) 地力増進地域の農業者に対する勧告 (法7②)																			○	
	(6) 立入調査の実施 (法9①)																			○	
	(7) 土壌改良資材の表示基準の設定に係る農林水産大臣へ																			○	

の申出 (法 11②)																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 6 農地整備課の表 1 の項第 3 号ケ中「68②〔18⑰〕」を「68④〔18⑱〕」に改め、同項第 4 号ア(フ)中「18⑰」を「18⑱」に改め、同号ア中(ク)を(ケ)とし、同号ア(リ)中「68②〔18⑰〕」を「68④〔18⑱〕」に改め、同号ア(リ)を同号ア(ク)とし、同号ア(セ)中「18⑰」を「18⑱」に改め、同号ア(セ)を同号ア(リ)とし、同号ア中(カ)から(ス)までを同号ア(キ)から(セ)までとし、同号ア(チ)中「員外受益者」を「特定受益者」に、「36⑨」を「36⑩」に改め、同号ア(チ)を同号ア(ク)とし、同号ア(ニ)中「員外受益者」を「特定受益者」に、「36⑧」を「36⑨」に改め、同号ア(ニ)を同号ア(チ)とし、同号ア(ウ)を同号ア(ニ)とし、同号ア(イ)中「29の 3 ①」を「29の 4 ①」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ク)の次に次のように加える。

(イ) 土地改良区の 決算関係書類の 受理 (法29の 2 ④)									○		地域振 興局長 支庁 長	
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	-----------------------	--

別表第 6 農地整備課の表 1 の項第 5 号ア(キ)中「災害復旧」の次に「又は土地改良施設の突発事故被害の復旧」を加え、同号ア(ク)及び同項第 6 号ア(キ)中「113の 2 ①②」を「113の 3 ①②」に改め、同項第 8 号ア(キ)中「審査請求」を「決定に対する審査請求」に改め、同号ア中(リ)を(ク)とし、同号ア(セ)中「113の 2 ③」を「113の 3 ③」に改め、同号ア(セ)を同号ア(ネ)とし、同号ア(ス)中「災害復旧」を「災害復旧等」に、「88①」を「87の 5 ①」に改め、同号ア(ス)を同号ア(ク)とし、同号ア(シ)の次に次のように加える。

(ス) 農地中間管理 機構が農地中間 管理権を有する 農用地を対象と する申請によら ない事業の事業 計画の概要に係 る農地中間管理 機構の同意の取 得手続 (法87の 3 ②)									○		地域振 興局長 支庁 長	
(セ) 農地中間管理 機構が農地中間 管理権を有する 農用地を対象と する申請によら ない事業の事業 計画の決定に係 る市町村長との 協議並びに施行 地域内に土地改 良施設の管理者 として土地改良 区及び農業協同 組合等がある場 合の意見の聴取 (法87の 3 ⑥)									○		地域振 興局長 支庁 長	
(リ) 国有地等を事 業の施行地域と するための承認									○		地域振 興局長 支庁	

申請（法87の3 ⑦〔5⑥〕）										長	
(g) 農用地以外の 土地を事業の施 行地域とするた めの同意の徴集 （法87の3⑦ 〔5⑦〕）								○		地域振 興局長 支庁 長	
(f) 農地中間管理 機構が農地中間 管理権を有する 農用地を対象と する申請によら ない事業の事業 計画の決定に係 る専門的知識を 有する技術者か らの報告の聴取 （法87の3⑦ 〔8②〕）								○		地域振 興局長 支庁 長	
(v) 農地中間管理 機構が農地中間 管理権を有する 農用地を対象と する申請によら ない事業の事業 計画の決定並び にそれに係る公 告等及び決定に 対する審査請求 についての裁決 （法87の3⑦ 〔87⑤⑧〕）				○							
(r) 農業用排水 施設の変更を内 容とする緊急耐 震工事計画の決 定（法87の4①）					○						国営事業 対策監専 決
(b) 農業用排水 施設の変更を内 容とする緊急耐 震工事計画の決 定に係る市町村 長との協議並び に現存する土地 改良区及び農業 協同組合等を農 業用排水施設の 管理者に予定し ている場合の								○		地域振 興局長 支庁 長	

協議 (法87の 4 ②③)																						
(イ) 農業用排水 施設の変更を内 容とする緊急耐 震工事計画の決 定に係る専門的 知識を有する技 術者からの報告 の聴取 (法87の 4④ [8②])									○												地域振 興局長 支庁 長	
(ロ) 農業用排水 施設の変更を内 容とする緊急耐 震工事計画の事 業計画の決定並 びにそれに係る 公告等及び決定 に対する審査請 求についての裁 決 (法87の 4 [87⑤⑧])				○																		

別表第6 農地整備課の表1の項第8号イ(イ)中「87の3①⑦」を「88①⑦」に改め、同号イ(イ)中「87の3①」を「88①」に改め、同号イ(ロ)中「87の3①②⑦⑫」を「88①②⑦⑫」に改め、同号イ(ハ)及びイ(ニ)中「87の3④」を「88④」に改め、同号イ(ホ)及びイ(ヘ)中「87の3⑥」を「88⑥」に改め、同号イ(カ)からイ(コ)までの規定中「87の3⑥⑩⑬」を「88⑥⑩⑬」に改め、同号イ(チ)を同号イ(シ)とし、同号イ(コ)の次に次のように加える。

(チ) 農地中間管理 機構が農地中間 管理権を有する 農用地を対象と する申請によら ない事業の事業 計画の変更及び 事業の廃止に係 る農地中間管理 機構の同意の取 得手続 (法88⑩)									○													地域振 興局長 支庁 長
---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------

別表第6 農地整備課の表1の項第9号イ中「87の3④⑤」を「88④⑤」に改め、同項第13号ア(キ)中「113の3①」を「113の4①」に改め、同号ア(ク)中「113の3②」を「113の4②」に改め、同号ア(ケ)中「113の3②Ⅱ」を「113の4②Ⅱ」に改め、同項第16号ア中「48⑨, 85⑤, 85の3④, 87の2⑥, 87の3⑥, 96の2⑦, 96の3⑤」を「[48⑨, 85⑤, 85の3④, 87の2⑩, 88⑥, 96の2⑦, 96の3⑤]」に改める。

別表第6 監理課用地対策室の表に次の1項を加える。

8 所有者 不明土地 の利用の 円滑化等 に関する 特別措置	(1) 事業の準 備のための 土地立入り 等の許可 (法6)					○																
	(2) 障害物の					○																



	用権の存続 期間の延長 の裁定申請 に係る事業 の実施につ いての関係 市町村長等 からの意見 の聴取 (法 19②〔11② ③〕)																			
(10)	土地等使 用権の存続 期間の延長 の裁定申請 の公告及び 縦覧並びに 確知所有者 等への通知 (法19② 〔11④⑤〕)			○																
(11)	土地等使 用権の存続 期間の延長 の裁定申請 の却下及び その通知 (法19② 〔12〕)			○																
(12)	土地等使 用権の存続 期間の延長 の裁定並び にそれに係 る公告及び 事業者等へ の通知 (法 19③④〔13 ①②, 14〕)			○																
(13)	土地等使 用権の存続 期間の延長 の裁定をし ようとする 場合の収用 委員会から の意見の聴 取 (法19④ 〔13④〕)				○															
(14)	土地使用				○															

権等の全部 又は一部の 譲渡の承認 及び公告 (法22①②)																				
(15) 土地使用 権等又は土 地等使用権 の存続期間 の延長の裁 定等の取消 し及びそれ に係る公告 (法23)				○																
(16) 使用権設 定土地の原 状回復命令 等 (法25① ②)					○															
(17) 事業に関 する報告の 徴収及び事 務所等への 立入検査の 実施等 (法 26)					○															
(18) 特定所有 者不明土地 の収用又は 使用につい ての裁定申 請の公告及 び縦覧並び に確知所有 者等への通 知 (法28, 37②)				○																
(19) 特定所有 者不明土地 の収用又は 使用につい ての裁定申 請の却下及 びその通知 (法29, 37 ②)				○																
(20) 特定所有 者不明土地 の収用又は 使用につい					○															

ての裁定手続の開始の決定及び公告並びに登記の嘱託 (法30, 37②)																				
(21) 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定並びにそれに係る公告及び起業者等への通知 (法32①②, 33, 37③④)				○																
(22) 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をしようとする場合の収用委員会からの意見の聴取 (法37④ [32④] )					○															
(23) 特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定申請に係る立入調査の実施 (法36, 37④)					○															

別表第 6 建築課の表 1 の項事務の種類欄中「規則」の次に「, 建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定 (平成19年 3 月 30 日鹿児島県告示第643号) を「告示」を加え, 同項第 21 号中「18㉓」を「18㉔」に改め, 同項中第124号を第125号とし, 第107号から第123号までを 1 号ずつ繰り下げ, 同項第106号中

「

			○																	
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「

			○					○	地域振興局長支庁長	地域振興局長及び支庁長は, 告示
--	--	--	---	--	--	--	--	---	-----------	------------------



(25) 敷地と道路との関係に係る認定（法43② I）										○	地域振興局長 支庁長	
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---------------	--

別表第6 建築課の表3の項第21号中「氏名」を「受験番号」に改め、同項第26号中「3」を「4」に改め、同項第27号中「9」を「8」に改める。

別表第6 危機管理防災課の表中「危機管理防災課」を「危機管理課（防災対策室を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。